阿知須町広報

昭和42年12月5日

山口県吉敷郡阿知須町
発行阿知須町役場
印刷阿知須砂合 よしの印刷

No. 193　この広報紙は毎月1回各ご家庭にもれなく配布

健康が心をつくる　人をつくる
つよい体力　あすへの力
みんな持とう　強い体力強い意志
そらに太陽　からだに力

今月の納税

国保保険税の12月分
固定資産税の3期分
年金保険料の12月分

寄付一件

一金一千円也
東京都杉並区
天沼三丁目一二八番十号三楽荘
木村義輝
右金額は、広報郵送お礼として寄付いたします。

井小校環境緑化推進委員会に協力賞

全国学校環境緑化コンクール大会で

昭和41年度全日本学校環境緑化コンクール小学校の部に特選として入賞し、国土緑化推進委員会長賞、文部大臣賞など数々の表彰を受賞した井関小学校。さらに今年度は、さる11月20日、東京農林省七階講堂で行なわれた昭和42年度全日本学校環境緑化コンクールの席上で、井小校のPTAの方々全員からなる井関小学校緑化推進委員会などから協力賞が贈られました。このはえある受賞に同校推進委員会は大喜び。12月5日の祝賀式では、新たな感激を味わっておいでなされましょう。その協力ぶりの跡を追ってみましょう。

成謝状

成謝状

環境が人をつくり、人が環境をつくるといわれておりますが、同校は昭和36年からおもに、学校の保全と美化の面から教育環境整備のための第一次計画をうち立てられ、PTA各中心に教育環境の整備にとりかかられました。

第一次計画は、会員の研修、労力奉仕の増強、廃品回収、バザーなどによる収益の増収などを決議され、学校環境緑化をおもな議題としてとりあげ、先進校の視察を行ない、計画を立てられ、また施設造成を推進されました。

とかくかけ声的に終る奉仕作業ですが、PTAの方々が人間形成に重大な役割のをもつ環境整備の必要性を十分理解され、作業日には、お勤めを休まれて汗にまみれ土に汚れながら日熱心に作業を続けられ、運動場の整備としばふのまき土運搬、玉石運搬、梅苗百80本植樹、また下関、萩、岩国方面にかけられて岩集めをされるなど熱心に研究されました。また資金面の不足分は廃品回収などをされ、資金の調達に努力されました。

同校が県教育委員会から学校環境緑化研究校に指定された昭和39年、第1次計画を再検討し、学習活動面を主とした教育環境整備のための第2次計画を行なうたられた土に汚れながら日熱心に作業を機会に学校の環境緑化活動をさらに積極的、強力に進めるためPTAの方々全員による井関小学校環境緑化推進委員会を結成し第2次計画を立案して実施されたのです。

39年度には、PTAの方々に呼びかけ教育植物園の樹木完実のため献木運動を繰り広げられ、集荷は一定日をきめて学校に持参され会員の方々によって献木の2百50本を植樹されました。

昭和40年度は、39年度同様、緑化施設造成に努力され、果樹園の施肥、害虫防除、小鳥舎の移転、藤棚修理の補強、洋式庭園しばふ植えかえなどに努力されました。

このほか、花いっぱい運動に努力され、また、研究発表会を開催されたさいに、PTAの方々は全員出席されて受付、接待など会の運営に協力されました。

第2次計画の第3年次にあたる昭和41年度は、教育植物園の整備、つつじ園の手入れなど維持管理に力を注がれ、また家庭にも鉢運動をよびかけられました。

このほか廃品回収や学校花壇の整備などをされ、こうしてPTAの方々などの涙ぐましい努力が実を結び、昭和41年度全日本学校環境緑化コンクール特選に輝やいたことは、ご承知のとおりです。

そして昭和42年には、廃品回収しばふの手入れ、コンクリート作業などをされました。同校は40年から現在まで延5千7百人、百61校から訪問をつけました。しかし今後に残された数多くの問題もあります。いわゆる慎重な計画のもとに諸施設を作られました。実際、児童の学習に活用してみると、不備の点もかなりあり、今後は、施設、設備の新設、補修維持、管理のために推進委員会では今まで以上の強力な活動を推進していこうとはりきっておいでです。

ちなみに40年以降のその他の表彰歴を掲げてみますと……。

40年、花いっぱいコンクールにおいて県知事賞および県教育長賞

41年　教育功労者表彰に団体の部で県教育委員会から受賞、山口県学校環境緑化コンクールにおいて小学校の部第1位受賞

42年　教育功労者表彰に教育振興の部で学校環境緑化優良団体として県教育委員会から受賞。

【41年度環境緑化特選受賞記念碑】

【奉仕作業をされる会員の方々】

◆ スピード違反★飲酒運転の防止 ◆

注意一秒，けが一生

年末年始の交通事故をなくそう

春と秋の2回、ことしも交通安全運動が全国一斉に行なわれ、また、テレビ、新聞などマスコミによって、あれほどいわれている交通安全。しかしその実態は、悲しいかな私たちの願いよりも、反対の数字がでています。なぜ、こんなにまでやかましくいわれているにもかかわらず交通事故は増えているのでしょうか。それは皆さんもちろん、夜間は家中の窓を十分点検しましょう。案外、勝手、便所、2階などのしめ忘れが多いものです。正面を関がいくら厳重にかぎがかかっていても、どこか1個所しめ忘れがあっては何もなりません。

(2)買い物と帰り道：乗り物かごに入れたり、ちょっとしたすきをねらわれます。次にいくつかのポイントをあげてみましょう。

(1)窓のしめ忘れ：外出するときはもちろん、夜間は家中の窓を十分点検しましょう。案外、勝手、便所、2階などのしめ忘れが多いものです。正面を関がいくら厳重にかぎがかかっていても、どこか1個所しめ忘れがあっては何もなりません。

(2)買い物と帰り道：乗り物かごに入れたり、ちょっとしたすきをねらわれます。次にいくつかのポイントをあげてみましょう。

(3)留守宅訪問：「会社のおぢの○○さんと同じ課の者ですが、そこで車のガソリンがきれて困っています。2千円ほどを…」「いまお隣りへ○○をとどけに来たのですがお留守のようですから代金を立てかえてくれませんか。2千5百円ですが…」前者は会社の同僚を口実にして、後者は留守宅を調べたうえで、いかにも注文を受けたように、品物にみせかけ箱に木くずなどをいれて、留守の家の隣で詐欺を働くものです。

(4)夜間のひとり歩き：最近、オートバイ、自動車、自転車などを使った「ひったくり」が多くなっています。まず明るい道を歩くこと。ハンドバック類は歩道車の通る反対側の手に持つこと。習慣づけてください。無灯火の車類はとくに気をつけること。

◎スピード違反の防止

いくら年末だから忙しいといっても事故を起してはいけません。常に9時は運転にはなりません。常に9時は運転で事故防止に努めましょう。

◎飲酒運転の防止

これからは忘年会、新年会など年の暮から始にかけて、飲酒の機会も多くなります。絶対飲酒の席には車に乗っていかないこと。それがあなたを守る最善の方法ではないでしょうか。

◎正しい歩行を

歩道のあるところは、必ず歩道を歩きましょう。いくらせわしくとも交通ルールを守り、車のすぐ前や後のとび出しは絶対しないこと。横断歩道は、車が完全にとまってから渡りましょう。注意一秒けが一生。ともなりかねませんくれぐれもご注意を……。

◎子どもの監護を

年末です。年始です。幼児を連つてく、きびしく、また正しく。

◎自転車の正しい乗り方を

自転車の正しい乗り方は、まず子どもの体格にあったものを。自転車に乗るときは、必ず乗る前にブレーキ、ベル、ライトなどよく点検させ、2人乗りの手ばなし運転など、あぶない乗り方は絶対しないよう注意してください。また自転車は道路の左端を一列に距離をとり、右、左折するときなど、はっきり合図して正しく安全に乗るよう指導してください。指導はしたわぬよう気をつけていただきたいものです。

◎スピード違反の防止

これからは忘年会、新年会などとも交通ルールを守り、車のすぐ前や後のとび出しは絶対しないこと。横断歩道は、車が完全にとまってから渡りましょう。注意一秒けが一生。ともなりかねませんくれぐれもご注意を……。

◎子どもの監護を

年末です。年始です。幼児を連つてく、きびしく、また正しく。

◎自転車の正しい乗り方を

自転車の正しい乗り方は、まず子どもの体格にあったものを。自転車に乗るときは、必ず乗る前にブレーキ、ベル、ライトなどよく点検させ、2人乗りの手ばなし運転など、あぶない乗り方は絶対しないよう注意してください。また自転車は道路の左端を一列に距離をとり、右、左折するときなど、はっきり合図して正しく安全に乗るよう指導してください。指導はしたわぬよう気をつけていただきたいものです。

道路をあるく人にも、きめられたルールがあり注意する義務があります。いたましい子どもの交通事故は、それを守らないところから起ります。

「しつけは、しつづけること」です。これが可愛いあなたのお子さんを守ることになります。

あなたはねらわれている

年末の防犯心得

▲窓のしめ忘れ買い物帰りは注意を▼

12月は1年中で犯罪がいちばん多い月です。歳末の忙しさにつけこんで、ちょっとしたすきをねらわれます。次にいくつかのポイントをあげてみましょう。

(1)窓のしめ忘れ：外出するときはもちろん、夜間は家中の窓を十分点検しましょう。案外、勝手、便所、2階などのしめ忘れが多いものです。正面を関がいくら厳重にかぎがかかっていても、どこか1個所しめ忘れがあっては何もなりません。

(2)買い物と帰り道：乗り物かごに入れたり、ちょっとしたすきをねらわれます。次にいくつかのポイントをあげてみましょう。

(3)留守宅訪問：「会社のおぢの○○さんと同じ課の者ですが、そこで車のガソリンがきれて困っています。2千円ほどを…」「いまお隣りへ○○をとどけに来たのですがお留守のようですから代金を立てかえてくれませんか。2千5百円ですが…」前者は会社の同僚を口実にして、後者は留守宅を調べたうえで、いかにも注文を受けたように、品物にみせかけ箱に木くずなどをいれて、留守の家の隣で詐欺を働くものです。

(4)夜間のひとり歩き：最近、オートバイ、自動車、自転車などを使った「ひったくり」が多くなっています。まず明るい道を歩くこと。ハンドバック類は歩道車の通る反対側の手に持つこと。習慣づけてください。無灯火の車類はとくに気をつけること。

【お知らせ】

新年互礼会にどうぞ

申し込み方法　すでに区長または各事業所に配布いたした申し込み書によって、区または事業所単位で会費をそろえて12月16日(土)の午前中までに町役場総務課にお申し込みください。

なお会費は、出席されなかった場合は都合上お返しできませんので申し添えます。

会　場　阿知須小学校講堂
会　費　2百円
日　時　1月1日　午前10時30分から

昭和43年のお互いの発展と親ほく を討ること を目的とした「新年互礼会」を次の要項により行ないますので、ご希望の方は、ぜひ期限内までにお申し込みください。

工業統計調査にご協力を

通商産業省では毎年12月31日現在で工業統計調査を実施しておりますが、ことしもその時期がまいりました。

この調査は、わが国の工業の実態を明らかにするために、製造業に属する事業所および製造業に属する事業所及び以上を経営する本社、本店などの全事業所について調査する国の重要な統計調査です。調査票は厳重に保管され、統計法によってその秘密は厳守され、統計目的以外、たとえば税金徴収の算定資料などに由告された人の不利益になるようなことには一切使用いたしませんので、調査事項についてご記入の上指定された期日までに調査員に提出されますようご協力をお願いします。

おわび

先月号町広報の「東西の話題」の中で「第16回町内親睦球技剣道大会の記事中ソフトボールの順位がまちがっていましたので次のとおり訂正いたします。1位縄田チーム、2位鴨居原チーム、3位砂飛チーム、岩倉チームまた「盛大だった落慶式入仏開眼式」の記事中、合同納骨塔の高さ34メートルとなっていましたが28メートルのまちがいでしたので訂正しますとともにおわびいたします。

くらしのメモ

▼火災予防…空気が乾燥しています。おそろしい火災シーズンです。絶対に火災をおこさぬよう気をつけましょう。火災は火の不始末による人災です。

▼歳末たすけあい運動に協力いたしましょう

▼年賀状の扱い…15日から28日まで。お早く。この際、お宅の裏札をはっきりした文字で書いておきましょう。

▼買い物…商店やデパートは年内無休ですが、早目に買い物をすませましょう。日曜日は混雑するから早目で開店早々に行くようにしましょう。買い物はクリスマス、年末、お正月などに必要なものだけメモしておいて、うかつか買いすぎないこと。正月に着る晴れ着や洋服は、よほど早目に注文しておかないと間に合いません。

▼お歳暮とクリスマスの贈物

日ごろお世話になっている人たちや親しい友人などへの贈物ですが、結局は心をこめたものということです。

冷たいしわすの風にさらされ、不幸な生活を送っている人たちがたくさんいます。せめて年末年始を少しでも明るく過ごすよう、この運動に協力しましょう。

引き揚げ者に特別交付金を支給

「引揚者等に関する特別交付金の支給に関する法律」が8月1日から施行されました。

この法律は第2次大戦による内外の地域のことです。したがって地に引き揚げをしないわけにはいかなくなった人たちの在外財産問題の最終的解決を図るためのもので政府が特別の措置として、交付金を支給しようとするものです。

この特別交付金は、外地に「生活の本処」を1年以上もっていた人が、終戦等のやむを得ない理由により、わが国に引き揚げることとなったため、在外財産がみなられず、生活、利益、その他生活に根ざすべてのものを失った打げきに報いる趣旨で支給されるものです。（したがって「生活の本拠」を外地にもっていなかった、たとえば、わが国に生活の本拠があるところから営、応召、遊学などで外地に行っていた人のような場合は、支給を受けることができません）

ここで外地というのは、いわゆる旧外地、外国等を総称したことばで、つまり、現在の日本領土以外の地域のことです。したがって沖縄や小笠原諸島は外地ではありませんが、北方領土に関しては特例があって、歯舞（はぼまい）色丹（しこたん）択捉（えとろう）口後（くなしり）の各島はここでいう外地に含まれます。また満州開拓民については、外地における生活の本拠が1年未満でも支給されます。

◉特別交付金を受けることができる人

(イ)外地に終戦日（昭和20年8月15日）まで引き続き、1年以上生活の本拠をもっていて、同日以後、引き揚げた人、およびその遺族、または、引き揚げの途上、死亡された人の遺族。

(ロ)(イ)に該当される人で昭和42年8月1日以後、死亡された人の相続人。

◉特別交付金の金額

(イ)終戦日現在の年令　金額

50歳以上の人　16万円

35歳以上、50歳未満の人　10万円

25歳以上、33歳未満の人　5万円

20歳以上、25歳未満の人　3万円

20歳未満の人　2万円

(ロ)外地に、終戦の日まで引き続き年令付事務について

◉特別交付金請求書

(イ)引き揚げ者の方の外地における居住状況などに関する申立書（この申立書の記載事項が事実のできる資料、たとえば外地において受払いがある預金通帳など参考となるものはすべて添付してください）

(ロ)この受付事務は厚生課で取り扱いをしていますが、引き揚げ者の方の状況により様式が異なりますし、このほかにも書類が必要ですから、厚生課にご相談され請求してください。

◉請求に必要な書類、および、受付事務について

(イ)特別交付金の金額

(ロ)引き揚げ者の方の外地における居住状況などに関する申立書（この申立書の記載事項が事実のできる資料、たとえば外地において受払いがある預金通帳など参考となるものはすべて添付してください

(ハ)この受付事務は厚生課で取り扱いをしていますが、引き揚げ者の方の状況により様式が異なりますし、このほかにも書類が必要ですから、厚生課にご相談され請求してください。

△▷△▽△▽△▷△▽△▷△▽△▷